

第1章 計画の見直しにあたって

◎第2次小郡市男女共同参画計画の施策見直しの考え方

1 見直しの必要性

平成26年3月に「第2次小郡市男女共同参画計画（平成26年度～平成35年度）」を策定し、計画に基づき施策を進めてきました。しかし、計画策定から5年目を迎え、その間の社会情勢の変化に伴って、具体的施策のなかで事業内容の見直しが必要なものが出てきました。

また、計画のこれまでの推進状況や男女共同参画に関しての新たな課題を踏まえた上で、市が今後取り組む事業を男女共同参画の視点から見直し、変更すべき事業や新たに取り組むべき事業が出てきました。

2 見直しの概要

(1) 基本的な計画体系（基本理念、基本目標、主要課題、施策の方向性）は、原則として現行計画どおりとし、具体的施策について見直します。

(2) 国の第4次男女共同参画基本計画や第4次福岡県男女共同参画計画など、小郡市の計画策定以降の国や県の方針、関係法律の改正、男女共同参画についての新たな課題等を反映したものとするとともに、第5次小郡市総合振興計画との整合性を図ります。

法律の改正等・・・平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正など

新たな課題等・・・働く女性に関する問題や顕在化する性的少数者の人権問題など

(3) これまでの男女共同参画計画の推進状況報告及び報告に対する小郡市男女共同参画社会推進審議会の意見等を反映したものとします。

(4) 計画の期間は現行計画の期間（平成35年度まで）とします。